



国 監 告 第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度第1回定期監査
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成29年8月22日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)
国政経収第 132 号
平成 29 年 8 月 16 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

平成 29 年 6 月 9 日付国監発第 14 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：選挙管理委員会事務局
担当部局長：事務局長 風見 康裕

以上

別紙

選挙管理委員会事務局

【指摘事項】

(1) 参議院議員選挙執行に伴う郵便料等支出について

参議院議員選挙執行において、投票所入場整理券を送付しているが、第12投票所の投票所入場整理券において、投票所の表記を国立第七小学校とすべきところ、間違って国立第六小学校として発送してしまった。

その後に入場整理券の訂正についてのはがきを送付しているが、はがきは4,571枚送付し、郵便料237,692円、はがき用紙代5,767円の支出をしている。

投票所入場整理券の印刷時において十分な確認が行われていれば、このような余分な郵便料等の支出は防げたはずである。

今後はこのようなことがないよう事務処理は慎重にされたい。

措置前の状況

第12投票所の入場整理券において投票区の表記を国立市立第七小学校とすべきところ、間違って国立市立第六小学校として発送してしまいました。当該投票所の有権者からの問い合わせで表記の誤りに気づき、表記訂正葉書を当該投票所の有権者全員に郵送しました。

措置の内容

投票所入場整理券については、当該選挙の有権者すべてが対象となるため、投票所入場整理券の印刷校正については、複数人の眼で慎重に校正作業を行い、このような事態を招かないように作業自体を見直し改善を図ってまいります。

別紙

選挙管理委員会事務局

【指摘事項】

(2) 寒冷時における投票所の管理・運営について

平成 28 年 12 月 25 日（日）に執行された国立市長選挙の投票日において、投票所である国立第四小学校体育館にて、当日はかなり寒かったため、学校所有のジェットヒーターを借用し使用した。

その際に床に断熱シートを敷かないで使用したため、体育館の床を一部焦がしてしまった。このため体育館床の修繕費も支出されている。

幸いなことに大事には至らなかったが、一步間違えれば、火事になる恐れもあった。

今後については、使用にあたっての注意事項など、選挙管理委員会事務局、学校及び選挙事務従事職員との事前の十分な打ち合わせ等を行い、二度とこのようなことがないように注意されたい。

措置前の状況

平成 28 年 12 月 25 日執行の国立市長選挙の当日、投票所として使用している国立市立第四小学校体育館にて学校所有のジェットヒーターを借用したが、床面に断熱シートを敷かずに使用したため、体育館の床面の一部を焦がしてしまいました。

措置の内容

寒冷時における暖房設備の使用については、その正しい使用方法について投票事務責任者会議の中で重要事項として説明するとともに投票事務従事者全員に配布する投票事務要領の中で注意事項として明記して注意喚起を行うことにより改善を図ってまいります。

別紙

選挙管理委員会事務局

【要望事項】

(1) 選挙事務従事者等の昼食・夕食の弁当業者契約事務について

東京都知事選挙執行に伴う投票事務従事者等の昼食及び夕食の弁当購入について、契約書類の決裁を確認したところ、3社の業者見積書が添付されているが、うち1社の見積書がFAXの見積書のままとされており、見積書原本の確認が出来なかった。

主管課発注の決裁等には必ず見積書の原本を添付することになっており、適正な契約行為を行っていることを証するものであるため、今後は十分な確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

措置前の状況

東京都知事選挙執行に伴う投票事務従事者等の昼食・夕食の弁当購入について3社見積もりを徴したが、そのうちの1社だけファックスによる見積書だけで原本が添付されておりました。

措置の内容

今後執行される選挙については、投票事務従事者等の昼食・夕食の弁当購入の見積書原本を必ず徴取するよう担当者に励行させております。万一、見積書原本が添付されていなかった場合には、見積業者に必ず見積書原本提出の催促をする等事務の改善を図ってまいります。

別紙

選挙管理委員会事務局

【要望事項】

(2) 国立市長選挙執行に伴う投開票従事者の勤務実績について

国立市長選挙執行に伴う投開票従事者の勤務実績について確認したところ、1 職員の投票日当日の勤務時間数の一部が、支払額確認書類では前日の勤務時間欄に記載されていた。

また、従事者に記載させる事務従事者状況報告書に時間の記載誤りや記載漏れが見受けられた。

手当支払いにあたっての確認書類となるため、今後このようなことがないように十分に書類の確認をされたい。

措置前の状況

国立市長選挙執行に伴い投開票事務従事者の勤務実績について記載誤りや記載漏れがありました。

措置の内容

投開票事務責任者会議の席上において、今後執行される選挙から事務従事者状況報告書の記載に当たっては正確かつ記載漏れのないように説明しました。また投開票事務に従事する職員個々に対して、事務従事者状況報告書の記載については正確かつ記載漏れのないように注意を喚起して改善を図ってまいります。

別紙

選挙管理委員会事務局

【要望事項】

(3) 国立市長選挙執行に伴う選挙運動の公費負担金支出事務について

平成24年度第1回定期監査において、選挙運動の公費負担金執行の適正性を担保するために、「ポスター及びビラ作成費については、作成業者の見積書及び作成した現物の提出を求めること」について検討をお願いしたところである。

今回の監査において確認したところ、国立市長選挙執行時においては、急ぎよの選挙であったため、国立市独自で作成している公費負担の手引きを編集している時間的な猶予がなかったこともあり、明細書の徴取などの履行確認は、行われていなかった。

選挙運動の公費負担金支出については、より適正性・透明性が求められるものであり、今後については、確実に履行確認をされたい。

措置前の状況

独自で作成している公費負担の手引きを使用せずに、国立市長選挙立候補予定者説明会を開催し、公費負担請求に必要な書類について説明をしたため、ポスター及びビラ作成に係る費用明細書を徴取しての履行確認を行ってありませんでした。

措置の内容

今回の選挙から独自で作成している公費負担の手引きを用いて公費負担請求に当たっては必ずポスター及びビラ作成に係る費用明細書を徴取して履行確認を図ってまいります。